

酒類等へのリターナブル容器の普及促進に関する意見書

リターナブル容器の普及は、容器の再使用（リユース）を促進し、循環型社会の構築に大きな役割を果たすものである。

しかしながら、循環型社会の構築に向けた個別リサイクル法の一つである容器包装リサイクル法の施行後も、販売競争の激化に伴って瓶の多様化が進み、ワンウエー瓶が急激に増加したことなどから、酒類等へのリターナブル容器の使用量は年々減少傾向にある。

現在、国においては、中央環境審議会や産業構造審議会において同法の改正に向けた検討作業を進めているところである。それぞれの審議会の中間取りまとめによると、リターナブル容器の普及については、市町村による分別収集の促進という方向で議論が進められている。しかし、リターナブル容器の普及を促進するためには、全国統一リターナブル瓶の採用、酒飯店などの小売店等を通じたリターナブル瓶の事業者回収等の施策を充実させていく必要がある。

よって、政府におかれては、容器包装リサイクル法の見直しを含め、酒類等へのリターナブル容器の普及促進施策を制度化するべきである。

ここに横浜市議会は、全会一致をもって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年12月22日

内閣総理大臣

総務大臣 あて

経済産業大臣

環境大臣

横浜市議会議長

伊波 洋之助